

# 平成十二年法律第二百一號

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 金融商品の販売等（第三条—第十一条）
第二章 金融商品の販売等（第三条—第十一条）	第三章 金融サービス仲介業
第三章 金融サービス仲介業	第一節 総則（第十一条—第二十三条）
第一節 総則（第十一条—第二十三条）	第二節 業務（第二十四条—第三十二条）
第二節 業務（第二十四条—第三十二条）	第三節 経理（第三十三条—第三十四条）
第三節 経理（第三十三条—第三十四条）	第四節 監督（第三十五条—第三十九条）
第四節 監督（第三十五条—第三十九条）	第五節 認定金融サービス仲介業協会（第四十条—第五十条）
第五節 認定金融サービス仲介業協会（第四十条—第五十条）	第六節 指定紛争解決機関（第五十一条—第七十三条）
第六節 指定紛争解決機関（第五十一条—第七十三条）	第七節 雜則（第七十四条—第八十一条）
第七節 雜則（第七十四条—第八十一条）	第八節 金融サービスの利用環境の整備等（第八十二条—第八十五条）
第八節 金融サービスの利用環境の整備等（第八十二条—第八十五条）	第九節 安定的な資産形成の支援等（第八十六条—第九十二条）
第九節 安定的な資産形成の支援等（第八十六条—第九十二条）	第十節 金融経済教育推進機構（第九十三条—第九十七条）
第十節 金融経済教育推進機構（第九十三条—第九十七条）	第十一節 雜則（第八十六条—第九十二条）
第十一節 雜則（第八十六条—第九十二条）	第十二節 設立（第九十三条—第九十七条）
第十二節 設立（第九十三条—第九十七条）	第十三款 運営委員会（第九十八条—第一百六十二条）
第十三款 運営委員会（第九十八条—第一百六十二条）	第十四款 役員等（第一百九条—第一百二十二条）
第十四款 役員等（第一百九条—第一百二十二条）	第十五款 業務（第一百二十三条—第一百二十九条）
第十五款 業務（第一百二十三条—第一百二十九条）	第十六款 財務及び会計（第一百三十二条—第一百三十五条）
第十六款 財務及び会計（第一百三十二条—第一百三十五条）	第十七款 監督（第一百三十三条—第一百三十九条）
第十七款 監督（第一百三十三条—第一百三十九条）	第十八款 雜則（第一百三十六条—第一百三十九条）
第十八款 雜則（第一百三十六条—第一百三十九条）	第十九款 雜則（第一百三十七条—第一百六十二条）
第十九款 雜則（第一百三十七条—第一百六十二条）	第二十款 罰則（第一百四十二条—第一百六十二条）
第二十款 罰則（第一百四十二条—第一百六十二条）	第二十一款 没収に関する手続等の特例（第一百六十一条—第一百六十四条）
第二十一款 没収に関する手續等の特例（第一百六十一条—第一百六十四条）	附則

第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための総則	第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金をいう。
（目的）	第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。
第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための総則	（定義） 第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。
（目的）	一 預金等の受け入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二条第四項に規定する掛金の掛け金者との締結

第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための総則	第二条 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金をいう。
（目的）	第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。
第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための総則	（定義） 第三条 この章において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。
（目的）	一 預金等の受け入れを内容とする契約の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は銀行法第二条第四項に規定する掛金の掛け金者との締結



項において「顧客等」という。)の取得した金銭及び取得すべき金錢の合計額(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金錢以外の財産又は取得すべき金錢以外の財産がある場合にあっては、当該合計額にこれらの中の金錢以外の財産の市場価額(市場価額がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金錢以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたものの中の処分価額の合計額とを合算した額を控除した金額をいう。(民法の適用)

第八条 重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任について(勧説の適正の確保)

第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧説をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

第十条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧説をするときには、あらかじめ、当該勧説に関する方針(以下この条及び第五十四条において「勧説方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品の販売等に係る勧説をする場合又は、その他の勧説の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

二 勧説の方法及び時間帯に關し勧説の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧説の適正の確保に関する事項

金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧説方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### 第三章 金融服务仲介業

#### 第一節 総則

(定義) 第十一条 この章、第五章及び第六章において「金融服务仲介業」とは、預金等媒介業務、

保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことを行ふ。この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ及び第二号ニ(2)並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。)その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務を行う。

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約(当該契約について顧客に対して政令で定めるものを除く。)の締結の媒介を行ふ。第十五条第二号ニ(2)及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。)

口 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ(7)において同じ。)

ハ 信用金庫連合会

二 ホ ト ハ ブ エ ル 労働金庫連合会

ハ 信 用 金 库 協 同 組 合

二 ホ ト ハ ブ エ ル 労働金庫連合会

リ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十二条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ。)

ス ノ リ 農業協同組合連合会(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十二条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(3)において同じ。)

ル 漁業協同組合(漁業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。)

ワ 水産加工業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十二条第一項第三号において同じ。)の事業を行うものに限る。第十五条第一項第二号ニ(2)の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ(4)において同じ。)

二 外国保険会社等(保険業法第一条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第一項第五号において同じ。)

三 少額短期保険業者(保険業法第二条第十八条に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。)

四 有価証券等仲介業務とは、金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)に行うもの及び金融商品仲介業者(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び二号ニ(1)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)を行ふもの及び金融商品投資運用業(同法第二十二条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。)を行ふ者と顧客との間において行うもののいずれかを行う業務を行う。

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引業(金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。)又は投資運用業(同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。)を行ふ金融商品取引業者

三 一 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号に規定する外國金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外國市場デリバティブ取引(これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)の締結の媒介を行う業務をいう。

二 保険会社(保険業法第一条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。)

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集(金融商品取引法第二条第三項

に規定する有価証券の募集をいう。)若しくは有価証券の売出し(同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。)の取扱い又は有価証券の私募(同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。)の取扱い(これら取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明が必要とするものとして政令で定めるものを除く。)

四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間ににおいて行う投資顧問契約(金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する投資顧問契約をいう。)第二条第六項第八号及び第三十条第二項において同じ。)(当該投資顧問契約において顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)又は投資一任契約(同法第二条第八項第一号ロに規定する投資一任契約をいう。)第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。)(当該投資一任契約において顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)

五 この章において「貸金業貸付媒介業務」とは、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約(当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。)を行なう業務をいう。

六 この章及び第六章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第十四条において掲げる者を除く。)に掲げるものを除く。)の締結の媒介(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号(第二号を除く。)に掲げるものの登録を受けた者をいう。

七 この章及び第六章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

八 この章及び第六章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務を行なう場合にあつては、金融サービス仲介業務を行なう業務をいう。

九 この章及び第六章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

10 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情(金融サービス仲介業務の利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。

11 業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。)を処理する手続をいう。

12 この章及び第六章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。

14 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

15 (登録) 第十二条 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行なうことができない。

16 第十三条 前条の登録を受けようとする者は、第十五条までにおいて「登録申請者」という。は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

17 一 商号、名称又は氏名及び住所  
二 法人であるときは、その役員(外国人にあっては、外國の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。)の氏名又は名称

18 三 金融サービス仲介業を行なう営業所又は事務所の名称及び所在地  
四 業務の種別(預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。)

19 五 貸金業貸付媒介業務を行なう場合にあつては、貸金業貸付媒介業務に関する広告又は勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

20 六 電子金融サービス仲介業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。

21 第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の

第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。)を行う場合には、その旨に付しなければならない。

七 他に事業を行なうときは、その事業の種類

八 その他内閣府令で定める事項

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

イ 金融サービス仲介業者であった者が第三回のいづれかに該当する者

18条第一項の規定により第十二条の登録ができるものをいう。第六節において同じ。)に付しなければならない。

一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを持ち、も該当しないことを誓約する書面

三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 登録申請者が預金等媒介業務を行なう場合にあつては、第十五条第五号イ、ロ、ハ(二)を除く。)、ニ(同号ハ(2)に係る部分を除く。)又はホ(同号ハ(2)に係る部分を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 登録申請者が保険媒介業務を行なう場合にあつては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面

六 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行なう場合にあつては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面

七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行なう場合にあつては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面

八 その他内閣府令で定める書類

九 第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

四 特定信用事業代理業者(農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ(3)において同じ。)であつた者が同法第九十二条の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する

五 同種類の許可(当該許可に類する登録その他の行政处分を含む。同号ニ(3)において同じ。)を受けていた者が当該同種類の

許可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しないもの。  
 二 特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ（4）において同一組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（4）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

本 信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号ニ（5）において同じ。）であつた者が同法第六条の四第二項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（5）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

ヘ 信用金庫代理業者（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。次号ニ（6）において同じ。）であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

ト 長期信用銀行主要株主（長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信

用銀行主要株主をいう。次号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一条の規定により长期信用銀行持株会社（同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第二項ただし書の二第一項若しくは第二項ただし書の十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により长期信用銀行第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくはは長期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。同号ニ（7）において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により长期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号ニ（9）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

チ 労働金庫代理業者（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号ニ（8）において同じ。）であつた者が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

リ 農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号ニ（9）において同じ。）であつた者が同法第十九十五条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をい。ル及び同号ニ（11）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され

る。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をい。ル及び同号ニ（11）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者が同法第六十三条の九第二項において準用する同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者）が同法第二条第四十二項に規定する同法第六十六条の二第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の十四第四項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

ル 金融商品取引業者（金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

ヌ 特定保険募集人（特定保険募集人であつた者が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

ヌ 特定保険募集人（特定保険募集人であつた者が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をい。ル及び同号ニ（11）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者が同法第六十六条の二第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者）が同法第二条第四十二項に規定する同法第六十六条の二第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項の規定により同法第六十六条の二第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。同号ニ（11）において同じ。）であつた者が同法第六十三条第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの。

ヲ 貸金業者（貸金業法第五条第一項若しくは第二十四条の六第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され

た場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（一）において同じ。）を受けた者が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二（一）において同じ。）から五年を経過しないもの。

ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七条）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の緒結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰の規定に該当する者）。

二 イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二 ジ 他に行っている事業が公益に反すると認められる者

二 ケ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

二 ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けた者が当該同種類の登録の更新を命ぜられた場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二（一）において同じ。）から五年を経過しないもの。

二 ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七条）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の緒結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰の規定に該当する者）。

二 イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二 ジ 他に行っている事業が公益に反すると認められる者

二 ケ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

二 ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けた者が当該同種類の登録の更新を命ぜられた場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二（一）において同じ。）から五年を経過しないもの。

二 ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七条）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の緒結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰の規定に該当する者）。

二 イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

二 ジ 他に行っている事業が公益に反すると認められる者

二 ケ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者

二 ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けた者が当該同種類の登録の更新を命ぜられた場合若しくは当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。同号二（一）において同じ。）から五年を経過しないもの。

二 ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七条）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の緒結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰の規定に該当する者）。



役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(4) 水産業協同組合法第八十八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第八十条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法第五十五条の四百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(5) 第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律  
(6) 信用金庫法第八十九条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五项において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(7) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改選を命ぜられた役員若しくは同法第五十二条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む）若しくは同法第五十五条の四百二十四条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外國の法令の規定により当該外國において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外國の規定により当該外國において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者  
(12) 個人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者  
イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者  
ロ 金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人又は長期信用銀行法に相当する外國の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人

代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。）が前号イからホまでのいずれかに該当する者正かつ確實に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者預金等媒介業務を行う場合にあつては、他保険媒介業務を行ふ場合には、他の短期保険業者はこれらの中若しくは使用者又はこれらの役員若しくは使用者に該当する者保険媒介業務を行ふ場合には、他の短期保険業者は少額短期保険業者はこれらの中若しくは使用者に該当する者保険媒介業務を行ふ場合には、他の短期保険業者は少額短期保険業者のためには保険契約の締結の媒介を行う使用者のうちのいずれかに該当する者のある者ハ保険契約の締結の媒介を行う使用者のうちのいずれかに該当する者のある者（1）第二号イからホまでのいずれかに該当する者（2）登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けた者）の役員若しくは使用者に該当する者（3）保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けた者）のいずれかに該当する者ハ保険契約の締結の媒介を行う使用者のうちのいずれかに該当する者のある者（1）第二号イからホまでのいずれかに該当する者（2）登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けた者）の役員若しくは使用者に該当する者（3）保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けた者）のいずれかに該当する者

六 有価証券等仲介業務を行ふ場合にあつては、銀行その他政令で定める者は、銀行その他の政令で定めて同一の（変更登録等）  
七 貸金業貸付媒介業務を行ふ場合にあつては、政令で定める使用者のうちに第二号イからホまでのいずれかに該当する者（変更登録等）  
第八条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならぬ。  
九 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）と、同条第四号中「預金等媒介業務を行ふ」とあるのは「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行ふ」と、同条第五号中「保険媒介業務を行ふ」とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務を行ふ」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」とある。前号イからホまでのいずれかに該当する者が、前項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外國の法令の規定により当該外國において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者に該当する事項に変更があつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、当該金融サービス仲介業者に該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
二 第十三条第一項第三号に掲げる書類に記載された金融サービス仲介業者と、当該金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継を受け、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき、その金融サービス仲介業を廃止し、承継させ、又は譲渡をした個人又は法人

四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき その相続人

五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があったとき その破産管財人

七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

九 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

口 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うもの

イ 貸金業貸付媒介業務 貸金業者

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき 内閣府令で定める者

四 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者(当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行ふものを除く。)となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

五 内閣総理大臣は、第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行ふ金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を受けた銀行法等の特例)

五 内閣総理大臣は、第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行ふ金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を受けた銀行法等の特例)

五 内閣総理大臣は、第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行ふ金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を受けた銀行法等の特例)

五 内閣総理大臣は、第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が、当該金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

ず、保険媒介業務を行うことができる(保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二条第二項及び第二十八条第二項において同じ。)の保護にあけるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。)。

2 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四条に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

3 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

4 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行ふときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六条の五十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(1) 第三十九条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第九十二条の五の八第二条の五の二第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(6) 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(8) 電子金融サービス仲介業務に関する特例)

(9) 有価証券等仲介業務についての規定による金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

5 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

める基準に適合する財産的基礎を有しない者

口 次に掲げる处分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

（8）までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

(1) 第三十九条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第九十二条の五の八第二条の五の二第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 農業協同組合法第六条の五の九第四項の規定による同法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農業協同組合法第六条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) 農業協同組合法第六条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(10) 農業協同組合法第六条の三の登録の取消し

る法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 第三十九条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第九十二条の五の八第二条の五の二第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 農業協同組合法第六条の五の九第四項の規定による同法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農業協同組合法第六条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) 農業協同組合法第六条の三の登録の取消し

(10) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1) 第三十九条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(2) 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

(3) 水産業協同組合法第九十二条の五の八第二条の五の二第一項の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(5) 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の二第二項の登録の取消し

(6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 農業協同組合法第六条の五の九第四項の規定による同法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農業協同組合法第六条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) 農業協同組合法第六条の三の登録の取消し

(10) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消し

事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による（1）から（9）までの業務と同種類の業務の廃止の命令

二 株式会社商工組合中央金庫法その他の政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

口 法人である場合には、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1) 法人が前号ロ（1）から（9）までに掲げる处分を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者でその命令の日から五年を経過しないもの

(2) 法人が前号ハ（1）から（10）までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者でその命令の日から五年を経過しないもの

(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者

三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

ロ 前号ロ（1）又は（2）のいずれかに該当する者

金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行ふ場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十七第一項（第一号及び第二号を除く。）、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五

第三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の人、水産業協同組合法第八十六条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一」の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」ことと、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第四项第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一」の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めることにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の総覽に供しなければならない。

（商号等の使用制限）

**第十九条** 金融サービス仲介業者は、金融サービ  
融サービス仲介業者でない者は、金融サービ  
はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いて  
はならない。

**第二十条** 金融サービス仲介業者は、金融サービ  
ス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公  
（標識の掲示等）

衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあつては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。

3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されたこととなつている金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ)を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービ

六 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関する権利を有する。  
一 第十一条第二項第一号に掲げる行為 当該債権に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。  
二 第十一条第二項第二号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者  
三 第十一条第二項第三号に掲げる行為 当該行為により為替取引を内容とする契約を締結した者  
四 第十一条第三項に規定する媒介 当該媒介により保険契約を締結した者  
五 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当該行為により保険契約を締結した者  
六 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者  
七 第十一条第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者  
八 第十一条第四項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者  
九 第十一条第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に係る保證人となつた者  
十 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。  
十一 金融サービス仲介業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から二週間に以内にその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
十二 第一項、第四項又は前項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当する  
（一）第一項、第四項又は第八項の規定により供託

(情報の提供)

こととなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。  
 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に對し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一つれかに該当することとなつたとき、又は同一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき。
- 二 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。
- 三 金融サービス仲介業務の状況の変化その他理由により、供託を行つた保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するため必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。

前各項に定めるもののか、保証金に關し必要な事項は、内閣府令、法務省令で定める。

第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約（金融サービス仲介業務に關して当該金額を指定期間及び取り戻すことができる保証金の額を指定するもののか、保証金に關し必要な事項は、内閣府令、法務省令で定める）を締結する。金融サービス仲介業者が賠償するこゝにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うこととを約する契約をいう。以下この条において同じ。」を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。

内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者と対し、前項の規定により供託をしないことができる金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

前二項に定めるもののほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 第二節 業務

（金融サービス仲介業者の誠実義務）

第二十四条 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に對して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定預金等媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が預金等媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合

一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別

三 第十一條第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者は貸金業者の代理権がない旨その他の金融サービス仲介業者の権限に関する事項

四 第二十七条の規定の趣旨

六 その他内閣府令で定める事項

七 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他の対価の額その他の内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

八 第二条第三項に規定する認証紛争解決措置（顧客等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。）

九 当該金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行つた場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定保険媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が保険媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき、第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの指定期金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの指定期定有価証券等仲介紛争解決機関（指定期定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間とし内閣総理大臣が定める期間

三 金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合、次のイ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関（指定期定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの指定期金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの指定期定有価証券等仲介紛争解決機関（指定期定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間とし内閣総理大臣が定める期間

三 金融サービス仲介業者が預金等媒介業者である場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号ロに定める措置を講じなければならない。

一 当該金融サービス仲介業者が預金等媒介業者を行つた場合の区分に応じ、当該各号に定める措置

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

内閣府令で定める場合は、この限りでない。

決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合

一 当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行つた場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合

二 有価証券等仲介業務に關する場合

三 有価証券等仲介業務に關する場合

四 有価証券等仲介業務に關する場合

五 有価証券等仲介業務に關する場合

六 有価証券等仲介業務に關する場合

七 有価証券等仲介業務に關する場合

八 有価証券等仲介業務に關する場合

九 有価証券等仲介業務に關する場合

一〇 有価証券等仲介業務に關する場合

一一 有価証券等仲介業務に關する場合

一二 有価証券等仲介業務に關する場合

第五 項 第 二 項	特 定 預 金 等 契 約	第二条 第十四 項第一 号	第五 項 第 二 項 第 四 十 条 第 四 项 第一 号	第五 項 第 二 項 第 四 十 条 第 四 项 第一 号	第五 項 第 二 項 第 四 十 条 第 四 项 第一 号

第五四条第十号 第十の二五		号第同及部外記号五四条第十号 第三条び分の以列各十の二五							
は媒介 又 は代理 又 は該所	当該銀行	銀行 が所属	は媒介 又 は定期 預金等	預金者 等の 預金者	は定期 預金又 は定期 預金等	媒介	媒介	媒介	
媒介	当該相手方金融機関	が相手方金融機関（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）	媒介	預金者等（預金者、貯金者及び定期積金の積金者（第二條第四項に規定する掛金の掛け者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の	預金等	媒介	媒介	号において同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）	

第三十二条第十項 第 四 三	第三十二条第十項 第 四 三	第十一条 第 四 三									
締結をする	又は締結	方とし、又は顧客のために金融商品取引行為をいう。以下同じ。」を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という)という	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という)	特定金融サービス契約(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ)							
媒介を行う	又は媒介	の締結の媒介を行ふ	の締結の媒介を過去行つた	締結した過去	締結する	又は締結	媒介を行う	媒介をする	締結をする	媒介を行う	媒介をする

第十及十三条十 四三び項第の四三	号第四三条十 二項第の四三	六び号第二三条十 号第及五項第の四三	号第二三条十 イ四項第の四三	号第二三条十 二項第の四三	号第五二条十 二項第の四三	号第三
又 は 締 結	締 結 する		締 結 を す る	と 対 象 契 約	締 結 を す る	締 結 す る
又 は 媒 介		締 結 の 媒 介 を 行 う	媒 介 を 行 う	の 媒 介 に よ り 対 象 契 約	媒 介 を 行 う	締 結 の 媒 介 を 行 う

四 項 第 の	三 条 十 七 項 第 一 項	二 項 第 三 条 第 七 項	三 条 十 七 項 第 三 项	四 項 第 の
特定金融サービス契約を締結する	交付しなければ 付しよ うとする	の締結の媒介を行う	金融商品取引行為を行ふ	金融商品取引行為を行ふ





切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができること。

(監督上の処分)

**第三十八条** 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあっては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ（2）若しくは（3）に該当するとき。

三 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確認できないときは、又は金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）を確認できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

六 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（不正の手段により第十二条の登録を受けたこと）が判明したとき。

七 金融サービス仲介業者に該当するとき。

八 金融サービス仲介業が第十二条の登録がその効力を失ったとき。

九 金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者により、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対する解任を命ずることができる。

一 第十五条第二号イからへまでのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあっては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ（2）若しくは（3）に該当するとき。

三 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確認できないときは、又は金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）を確認できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（不正の手段により第十二条の登録を受けたこと）が判明したとき。

六 金融サービス仲介業者が第十二条の登録がその効力を失ったとき。

七 金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者により、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産の基礎を有すること。

(認定金融サービス仲介業協会の業務)

**第四十一条** 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行ふに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う金融サービス仲介業に関する契約の内容の適正化その他金融サービス仲介業の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

四 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱いの適正な取扱いのために必要な規則の制定

五 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等（第二十八条第二項に規定する顧客等をいう。第四十三条第一項及び次節において同じ。）からの苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により同項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報

九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

**第四十二条** 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二 認定金融サービス仲介業ではない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業の名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

三 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（顧客等からの苦情に関する対応）

**第四十三条** 認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融

サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるべきである。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めるべきである。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十五条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

6 認定金融サービス仲介業協会への報告等）

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めるべきである。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十五条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

6 認定金融サービス仲介業協会への報告等）

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

（秘密保持義務等）

**第四十五条** 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務について知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、その職務について知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

**第四十六条** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一條第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又員が、次の各号のいずれかに該当するとき、又



- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
- 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものと定めるものを含む。）
- 三 業務規程
- 四 組織に関する事項を記載した書類
- 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるものと定めるものを含む。）
- 六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

- 第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第一項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- （指定紛争解決機関の業務）

- 第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行つものとする。

- 2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融サービス仲介業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。）若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行つことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

- 第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものと

して政令で定めるものを受けた者（第六十二条

第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対し、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

書類その他の物件の提出を求めることがで

き、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。

（業務規程）

- 第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。
- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入金融サービス仲介業者はその顧客等（以下この節において単に「当事者」という。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

- 2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業者間連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融

- 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

- 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対する訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

- 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿

する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならぬ。

（業務規程）

- 四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 二 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 三 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 四 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 五 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 六 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 七 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 八 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 九 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 十 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 十一 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
- 六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。
- 七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。
- 八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。
- 九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対する、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。
- 十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
- 十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。
- 十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。
- 十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。
- 十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等の業務に係る部分に限る。)に適合し

- 五 業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
- 六 紛争解決手続の事実の公表等の業務規程は、次に掲げる基準に適合するものと。  
第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものと。  
五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」といふ)を定めていること。
- 七 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」といふ)を定めていること。
- 八 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものをいう。
- 九 一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等(以下この項において「当事者顧客等」といふ)が当該和解案を受諾しないとき。
- 二 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知った日から五年を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
- 三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
- 四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを作成し、保存しなければならない。(苦情処理手続)
- 第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。(記録の保存)
- 第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 五 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を認めなければならない。
- 六 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合し
- 五 紛争解決手続について、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
- 六 紛争解決機関は、前項の申立てを受けた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該加入金融サービス仲介業者又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 七 指定紛争解決機関は、前項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとし、紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者である。(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとし、紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者である。(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとし、紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者である。(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとし、紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者である。(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとし、紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者である。
- 八 指定紛争解決機関は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。
- 九 指定紛争解決機関は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。
- 十 指定紛争解決機関は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。
- 十一 指定紛争解決機関は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。
- 十二 指定紛争解決機関は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。
- 十三 指定紛争解決機関は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。
- 十四 指定紛争解決機関は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

- 五 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行ふのに適当ないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定

紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。  
 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示すること）を行う。をることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第一百二十五条第四項及び第五項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

1 当該顧客等が支払う料金に関する事項  
 2 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解决手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行  
 3 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に關し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日  
 二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称  
 三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯  
 五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

6 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（時効の完成猶予）

第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認められ、又は第五十一条第一項の規定による認可され、又は条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されたいた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいづれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

（訴訟手続の中止）

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいづれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において、前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めた手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

（業務に関する報告書の提出）

第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に關する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称等の使用制限）

第六十六条 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第二百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（変更の届出）

第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいづれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（手続実施基本契約の締結等の届出）

第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいづれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解じてはならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解じてはならない。

（業務改善命令）

第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができるものとする。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいづれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十二条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

2 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合（その違反



外務員	前条第一項に規定する外務員
第六十条	第六十四条
第六十一条	第六十五条
第六十二条	第六十六条
第六十三条	第六十七条
第六十四条	第六十八条
第六十五条	第六十九条
第六十六条	第七十条
第六十七条	第七十一条
第六十八条	第七十二条
第六十九条	第七十三条
第七十条	第七十四条
第七十一条	第七十五条
第七十二条	第七十六条
第七十三条	第七十七条
第七十四条	第七十八条
第七十五条	第七十九条
第七十六条	第八十条

四条第一項  
各号

（届出受理事務等の委任）	第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に関する法律第七十五条第一項（認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第百五十六条において同じ。）に、所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十一条第一項に規定する金融商品取引法第六十一条第一項において同じ。）の登録金原簿（登録簿）の登録業務をいう。次条第二号における金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。
（登録手数料）	第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定による登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるとこにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
（登録事務についての審査請求）	第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合（当該認定金融サービス仲介業協会等が次に掲げるものののみである場合を除く。）には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る届出受理事務等を定めて行わせることができる。	第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。
3 内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わないものとする。	第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なうときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用者の届出に係る事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なうときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用者の届出に係る事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なうときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用者の届出に係る事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。	内閣総理大臣は、前二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なうときは、当該届出受理事務又は登録事務を行なうときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用者の届出に係る事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
5 第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等に届出	内閣総理大臣は、内閣府令で定めた認定金融サービス仲介業協会等（以下、「認定金融サービス仲介業協会等」といふ。）に、所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る届出受理事務等を定めて行わせることができる。

6 第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。	第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等に納めなければならない。（登録手数料）
7 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係る届出受理事務等を定めて行わせることができる。	内閣総理大臣は、内閣府令で定めた認定金融サービス仲介業協会等（以下、「認定金融サービス仲介業協会等」といふ。）に、所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る届出受理事務等を定めて行わせることができる。
8 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出	内閣総理大臣は、内閣府令で定めた認定金融サービス仲介業協会等（以下、「認定金融サービス仲介業協会等」といふ。）に、所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る届出受理事務等を定めて行わせることができる。
第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等に届出	第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行なう認定金融サービス仲介業協会等に届出

第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本の方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。	第八十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。
第四章 金融サービスの利用環境の整備等	第一節 安定的な資産形成の支援等
（基本方針）	
（届出受理事務等の委任）	
（登録手数料）	
（登録事務についての審査請求）	
（登録事務）	

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。	一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向
イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項	二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項
ロ 利用の促進に関する事項	ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項
二 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項	三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国との関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要な事項	五 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
六 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならぬ。政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。	七 第二項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
八 第二項から第五項までの規定は、基本方針の変更について准用する。	（地方公共団体の施策）
第九十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に關し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた（地方公共団体の施策）

安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(発起人)

## 第二款 設立

は、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

### 第三款 運営委員会

(設置)

2 機構に、運営委員会を置く。

### 第四款 運営委員会

(権限)

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

### 第五款 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

#### 第一節 総則

##### (機構の目的)

第二百六十六条 金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るために教授及び指導（第二百十九条及び第二百三十四条において「金融経済教育」という。）を推進することを目的とする。

##### (法人格)

第二百六十七条 機構は、法人とする。

##### (資本金)

第二百六十八条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

##### (数)

第二百六十九条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

##### (名称)

第二百七十条 機構は、その名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いなければならない。

##### (登記)

第二百七一条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

##### (一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

第二百七十二条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

##### (設立の登記)

第二百七十三条 第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による登記を受けたとき、遅滞なく、政府及び出資者の引き継がなければならない。

##### (事務の引継ぎ)

第二百七十四条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

##### (事務の引継ぎ)

第二百七十五条 発起人は、前条第一項の規定により、それ理事会及び監事に任命されたものと zwar。

##### (事務の引継ぎ)

第二百七十六条 発起人は、前条第一項の規定により、それ理事会及び監事に任命されたものと zwar。

##### (事務の引継ぎ)

第二百七十七条 委員の任期は、二年とする。ただし、

##### (委員の任期)

第二百七十八条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員の解任)

第二百七十九条 委員は、再任されることができる。

##### (委員の解任)

第二百八十条 委員の任期は、二年とする。ただし、

##### (委員の解任)

第二百八十条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員の解任)

第二百八十一条 委員は、再任されることができる。

##### (委員の解任)

第二百八十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、

##### (委員の解任)

第二百八十三条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員の解任)

第二百八十四条 委員は、再任されることができる。

##### (委員の解任)

第二百八十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、

##### (委員の解任)

第二百八十六条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員の解任)

第二百八十七条 委員は、再任されることができる。

##### (委員の解任)

第二百八十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、

##### (委員の解任)

第二百八十九条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員の解任)

第二百九十一条 委員は、再任されることができる。

##### (委員の解任)

第二百九十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、

##### (委員の解任)

第二百九十三条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員の解任)

第二百九十四条 委員は、再任されることができる。

##### (委員の解任)

第二百九十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、

##### (委員の解任)

第二百九十六条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員の解任)

か、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもつて決する。
<b>第二百五条</b> 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。 (委員の地位)
<b>第二百六条</b> 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
<b>第四款 役員等</b>
<b>(役員)</b>
2 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限)
<b>第二百八条</b> 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 (役員の任命)
<b>第二百九条</b> 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。
2 理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。 (役員の任期)
<b>第二百十条</b> 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項)
<b>第二百十一条</b> 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。 (役員の解任)
2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 命に係る役員が第百三十条各号のいずれかに該するに至ったときは、他の役員たるに適しないと認めることは、第二百九条の規定の例により、その役員を解任することができる。
<b>第二百十三条</b> 役員(非常勤の者を除く。)は、當利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (役員の兼職禁止)
<b>第二百十四条</b> 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員と兼ねてはならない。 (代表権の制限)
<b>第二百十五条</b> 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。 (代理人の選任)
<b>第二百十六条</b> 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。 (職員の任命)
<b>第二百十七条</b> 機構の職員は、理事長が任命する。 (役員及び職員の秘密保持義務等)
<b>第二百十八条</b> 第百五条及び第二百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。 (業務の範囲)

2 前項の業務を附帯するものについて準用する。 (業務の委託)
<b>第二百二十三条</b> 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 (予算等の認可)
<b>第二百二十四条</b> 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (事業年度)
<b>第二百二十五条</b> 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (財務諸表等)
<b>第二百二十六条</b> 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。 (利益及び損失の処理)
<b>第二百二十七条</b> 機構は、当該事業年度による積立金を第百十九条の業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。 (借入金)
<b>第二百二十八条</b> 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。 (借入金)
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 (償還)

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。 (償還)
4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 (協議)
5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることでききない。

(余裕金の運用)

## 第五章 雜則

第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委任されたもの）を除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限（一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる）と同様に、前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に關しては、委員会が財務局長又は財務支局長に指揮監督する。

**第六百三十九条** 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同官に委任する。）による。

前項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同官に委任する。）による。

第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委任されたもの）を除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第一百二十八条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

第一百二十九条 内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

三 その他内閣府令で定める方法

（内閣府令への委任）

第七款 監督

（監督）

第一百三十条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第一百三十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要な命令をすることができる。

内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要な命令をすることができる。

（業務の執行）

第一百三十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（業務の執行）

第一百三十三条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出资者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（解散）

第一百三十四条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出资者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（資金の確保）

第一百三十五条 この法律に定めるもののか、この節の規定の実施に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

い書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第三十二条において準用する貸金業法第十八条第一項の規定に違反して、書面を交付せざり、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十 第三十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十二 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十三 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表を作成したとき。

十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十一条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

これらの規定による当該職員の質問に対してしたもののに限る。）とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第一百条の二」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第一項」と読み替えるべきは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百円以下以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第二十二条第五項の規定に違反したとき。

三 第三十七条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定による届出をし、又は同条第四項の規定に違反したとき。

四 第三十七条第三項において準用する金融商品取引法第三十九条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

五 第三十七条第三項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき。

八 第五十三条第一項が受けた財産上の利益又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

九 第三十二条第一項若しくは第二項の規定にて、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるようないに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

十 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかになかつたとき。

十一 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示若しくは説明をしたとき。

十二 第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項において準用する金融商品取引法第三十七条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項の規定に違反して、著しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

三 第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項において準用する金融商品取引法第三十七条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項の規定に違反して、著しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

四 第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項において準用する金融商品取引法第三十七条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項の規定に違反して、著しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかになかつたとき。

六 第四十二条第三項の規定に違反して、その名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

八 第六十条又は第六十二条第九項の規定によることは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

<p>一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>二 第三十二条において準用する貸金業法第十一条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。</p> <p>三 第七十二条第一項の認可を受けないで、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。</p> <p><b>第一百五十条</b> 第百三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第一百五十二条</b> 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十九条の規定に違反したとき。</p> <p>二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第二十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。</p> <p>四 第四十七条後段の規定に違反したとき。</p> <p>五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>七 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。</p> <p>八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。</p> <p><b>第一百五十二条</b> 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第四十条（第七号を除く。）又は第一百四十四条第一項の規定により、地上権、金刑</p>	<p>二 第百四十二条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。）二億円以下の罰金刑</p> <p>三 第百四十三条第二号、第四号又は第五号一億円以下の罰金刑</p> <p>四 第百四十二条第七号、第一百四十二条第一号、第一百四十二条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第一百四十三条（第二号、第四号及び第五号を除く。）二百四十七条から第一百四十九条まで又は前条 各本条の罰金刑</p> <p>2 第百五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第二十二条第四項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反して供託しなかつた者又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>二 第七十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>三 第百五十四条 第十条第一項の規定に違反して勸誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>四 第百五十五条 第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>五 第百五十九条 第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>六 第百三十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。</p> <p>五 第百二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。</p> <p>六 第百三十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。</p> <p>五 第百二十九条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたとき。</p> <p>四 第百二十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたとき。</p> <p>三 第百十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>二 第百五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第二十二条第四項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反して供託しなかつた者又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>2 第百六十二条 第百四十四条第一項の規定により没收すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百六十四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。</p> <p>（第三者的財産の没収手続等）</p> <p><b>第一百六十四条</b> 第百四十三条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。</p> <p>（刑事補償の特例）</p> <p><b>第一百六十五条</b> 第百四十三条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。</p> <p>（重要事項についての説明に關する経過措置）</p> <p>2 この法律の施行後に業として行われる金融商品の販売等について、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相当する事項について説明が行われているときは、金融商品販売業者等</p>
--	---

第百五十七条 第九十一条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第三者が被告事件の手続への参加を許されないときも、前項と同様とする。

一 第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたときは、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四章第二節の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたときは、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

は、当該金融商品の販売等に係る重要な事項について説明を行つたものとみなす。

（政令への委任）  
前項に定めるもののほか、この法律の施行に  
関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五  
（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一  
（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 この法律の施行前のそれぞれの法  
（処分等の効力）

百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法  
律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続そ  
の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律  
の規定に相当の規定があるものは、この附則に  
別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ  
れの法律の相当の規定によつてしたものとみな  
れ。この附則に規定するものとされ。

（罰則に関する経過措置）

百二十三条 この法律の施行前にした行為並び  
にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ  
ととされる場合及びこの附則の規定によりなお  
その効力を有することとされる場合におけるこ  
の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用  
については、なお従前の例による。

百二十四条 この附則に規定するものとされ  
（その他の経過措置の政令への委任）

この附則に規定するものとされ。この法律の施  
行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月八日法律第一  
（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施  
行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一  
（施行期日）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か  
ら施行する。

第十九条 この法律の施行前に、第百六条の規  
定による改正前の金融商品の販売等に関する法  
（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に  
伴う経過措置）

定による改正前の金融商品の販売等に関する法  
（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に  
伴う経過措置）

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に  
伴う経過措置）

（次項において「旧法」という。）の規定によ  
り、旧公社に対して行い、又は旧公社が行つ  
た処分、手續その他の行為（旧原動機付自転車  
等責任保険募集取扱法第二条第二項に規定する  
原動機付自転車等責任保険募集の取り扱いの業務  
（次項において「原動機付自転車等責任保険募  
集取扱業務」という。）に関するものと除外する。  
（整備法等別段の定めがあるものを除き、手  
続その他の行為とみなす。）

第一百六条の規定による改正後の金融商品の販  
売等に関する法律（次項において「新法」とい  
う。）の相当する規定により郵便貯金銀行に対  
して行い、又は郵便貯金銀行が行つた処分、手  
続その他の行為とみなす。

（百十六条の規定による改正後の金融商品の販  
売等に関する法律（次項において「新法」とい  
う。）の相当する規定により郵便貯金銀行に対  
して行い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手  
続その他の行為とみなす。

この法律の施行前に、旧法の規定により、旧  
公社に対して行い、又は旧公社が行つた処分、手  
續その他の行為（原動機付自転車等責任保険  
募集取扱業務に関するものに限る。）は、整備  
法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相  
当する規定により郵便局株式会社に対して行  
い、又は郵便局株式会社が行つた処分、手續そ  
の他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この  
附則の規定によりなお従前の例によることとさ  
れる場合におけるこの法律の施行後にした行  
為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定  
によりなおその効力を有するものとされる旧郵  
便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に  
係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為  
（罰則に関する経過措置）

第一百七十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に  
定めるもののほか、この法律の施行に関し必要  
な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）  
は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年以内  
に、この法律による改正後の規定の実施状況に  
ついて検討を加え、必要があると認めるとき  
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの  
とする。

附 則（令和元年六月七日法律第二八  
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、  
公布の日から施行する。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に  
伴う経過措置）

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に  
伴う経過措置）

た行為に對する罰則の適用については、なお從  
前の例による。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六  
（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定  
は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第四条第十三項及び第十八条の規定  
（公 布 の 日）

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
（公 布 の 日）

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
（公 布 の 日）

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
（公 布 の 日）

業者等をいう。）が、この法律の施行前に新金  
融商品販売法第三条第一項に規定する重要な事項  
に相当する事項について同項の規定の例により  
説明を行つた場合には、当該説明を同項の規定  
により行つた説明とみなして、新金融商品販売  
法の規定を適用する。

附 則（平成二四年九月一二日法律第八  
（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定  
は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第四条第十三項及び第十八条の規定  
（公 布 の 日）

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
（公 布 の 日）

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
（公 布 の 日）

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
（公 布 の 日）



